

新規申請、更新申請共に同じ様式です。

指定給水装置工事事業者の指定の流れ

申請

- ① 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）
 - ・添付書類
 - 法人・・・定款（原本証明したもの）、登記事項証明書
 - 個人・・・住民票の写し
- ② 機械器具調書（別表）
- ③ 誓約書（様式第2）
- ④ 指定給水装置工事事業者に係る暴力団等排除に関する誓約書（様式第1号）
- ⑤ 給水装置工事主任者認定証の写し
 - ・添付書類
 - ・給水装置工事主任技術者免状の写し
 - ・給水装置工事主任技術者証の写し（氏名と顔が確認できるもの）
 - ・上記主任技術者の雇用関係を証明できるもの（組合健康保険、政府管掌健康保険被保険者証等の写し）
- ⑥ 所在地の位置図（住宅地図等に位置を明記）
- ⑦ 事業所の写真（外観、事務所内、倉庫[資材]等）
- ⑧ 申請者の市町村納税証明書
 - 法人・・・法人市民税の納付を証明するもの
 - 個人・・・個人の市県民税の納付を証明するもの
- ⑨ 指定給水装置工事事業者指定（更新）時確認事項
※新規申請の際にも必要です
- ⑩ その他

水道法第16条の2第1項の指定

指定申請手数料納付（1万4千円） 指定の日から10日以内

給水装置工事主任技術者の選任 指定の日から14日間以内

できる

できない

届出

- ① 給水装置工事主任技術者選任届出書（様式第3）

指定の取消

指定の有効期間5年

※改正水道法第25条の3の2第1項に定める指定の有効期間5年の更新が必要。変更等が生じた場合は速やかに届け出てください。

※記入例

様式第 1 （第 1 8 条関係）

指定給水装置工事事業者指定申請書

瑞 穂 市 長 様

令和 年 月 日

（ふりがな） かぶしきがいしゃ かきりんすいどう

申請者 氏名又は名称 株式会社 かきりん水道
住 所 岐阜県瑞穂市宮田300番地2
代 表 者 氏 名 代表取締役 瑞穂 太郎
T E L (0 5 8) 3 2 7 - 2 1 1 3
F A X (0 5 8) 3 2 7 - 2 1 2 7
郵 便 番 号 5 0 1 - 0 3 9 2

水道法第 1 6 条の 2 第 1 項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第 2 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名		
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名	
ダイヒョウトリシマリヤク 代表取締役 ミズホ 瑞穂 タロウ 太郎 トリシマリヤク 取締役 ミズホ 瑞穂 ジロウ 次郎	定款、登記事項証明書の内容を記入。	
事業の範囲	1. 管工事 ...	定款、登記事項証明書の内容を記入。
機械器具の名称、性能及び数	別紙のとおり	

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

※記入例

株式会社 等は省略しないで記入する。	
当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 かきりん水道
上記事業所の所在地	岐阜県瑞穂市宮田300番地2
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
ミズホ タロウ 瑞穂 太郎 ミズホ ジロウ 瑞穂 次郎 フリガナも記入	第*****号 第*****号 免状写しを添付

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	事業所が複数箇所ある場合は、記入してください。
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

※記入例

別表（第 1 8 条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 年 月 日現在

種 別	名 称	型式、性能	数 量	備 考
管の切断用 の機械器具	※使用機材を記入	※使用機材の型式、 性能を記入	※使用機材の 個数を記入	
	金切り鋸	・	・	
	・	・	・	
管の加工用 の機械器具	せん盤	・	・	
	ヤスリ	・	・	
	・	・	・	
接合用 の機械器具	パイプレンチ	・	・	
	トーチランプ	・	・	
	・	・	・	
水圧テストポンプ	水圧テストポンプ	・	・	
	・	・	・	
	・	・	・	
			※機材写真添付	

（注）種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、
「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

※記入例

様式第2（第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称 株式会社 かきりん水道
住 所 岐阜県瑞穂市宮田300番地2
代 表 者 氏 名 代表取締役 瑞穂 太郎

瑞 穂 市 長 様

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

※記入例

様式第 1 号（第 3 条関係）

令和 年 月 日

瑞 穂 市 長 様

申請者 住 所 岐阜県瑞穂市宮田300番地2
氏名又は名称 株式会社 かきりん水道
代 表 者 氏 名 代表取締役 瑞穂 太郎
電 話 番 号 (0 5 8) 3 2 7 - 2 1 1 3

指定給水装置工事事業者に係る暴力団等排除に関する誓約書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員等は、瑞穂市指定給水装置工
事事業者規程第 4 条第 3 号カに該当しない者であることを誓約します。

※記入例

様式第 3 （第 2 2 条関係）

給水装置工事主任技術者 **選任・解任** 届出書

瑞 穂 市 長 様

令和 年 月 日

申請者 株式会社 かきりん水道
岐阜県瑞穂市宮田300番地2
代表取締役 瑞穂 太郎

水道法第 2 5 条の 4 の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の **選任** の届出をします。
解任

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 かきりん水道	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
瑞穂 太郎	第*****号	・新規は、この様式の提出日 ・更新は、新しい指定日
瑞穂 次郎	第*****号	

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

※記入例

指定給水装置工事事業者指定（更新）時確認事項

瑞穂市長様

令和 年 月 日

住所 岐阜県瑞穂市宮田300番地2

氏名又は名称 株式会社 かきりん水道

代表者氏名 代表取締役 瑞穂 太郎

1. 提出先の水道事業者（水道事業者等の連携による広域開催も含む。）が実施している指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去5年以内）

受講年月日（受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。）
（公表： 可 ・ 不可）

平成30年 11月 28日 ・ 未受講

（未受講の場合、その理由）※ 非公表

2. 指定給水装置工事事業者の業務内容

①休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください。）		(公表： ☒ 可・不可)
休業日： 土、日、祝日	営業日： 平日	
営業時間： 9 : 00～18 : 00	修繕対応時間： 9 : 00～18 : 00	
②漏水等修繕対応の可否（該当部に○をつけてください。詳細な内容を記入することも可能です。）		(公表： ☒ 可・不可)
☒ 屋内給水装置の修繕	☒ 埋設部の修繕	
その他（ ）		
③対応工事種別（新設、改造等該当部に○をつけてください。）		(公表： ☒ 可・不可)
配水管からの分岐から水道メーターまでの工事	☒ 新設・ ☒ 改造	
水道メーターから宅内給水装置までの工事	☒ 新設・ ☒ 改造	
④緊急連絡先 瑞穂 太郎		(非公表)
(0 9 0) * * * * *		
⑤その他		(公表： 可・不可)

※公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※業務内容に変更が生じた場合は、速やかに瑞穂市にその旨を届け出るようお願いいたします。

※記入例

3. 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする（以下抜粋）。

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

※修了証書写し添付

受講者名（公表対象外）	研修会名、実施団体	受講年月日
瑞穂 太郎	〇〇市技術者講習会 eラーニング など...	令和 年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
上記内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。） 可 ・ 不可		

※外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

※自社内研修については、研修内容を記載してください。

※受講者名は、公表の対象ではありません。

※行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

※記入例

4. 過去 1 年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則第 3 6 条

法第 2 5 条の 8 に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする（以下抜粋）。

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

□「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

過去 1 年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名（公表対象外）	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか（○×を記入）	資格等を有しているか（○×を記入）		工事年度
			保有している資格等※	
瑞穂 太郎	○			H31
瑞穂 次郎	○			H31
上記内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。） 可 ・ 不可				

※以下に示す保有資格等（下線部）を記載してください。

- ①水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む。）
- ②職業能力開発促進法（昭和 4 4 年法律第 6 4 号）第 4 4 条に規定する配管技能士
- ③職業能力開発促進法第 2 4 条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者（配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定）

※資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。

※「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。

※技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。

※行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。